

カードローン「きやつする500」等の商品改定について

平素より浜松いわた信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
 さて、当金庫では2025年7月1日（火）より標記商品を改定いたしますのでお知らせいたします。
 なお、今回の改定は、以前からご契約いただいているお客様につきましても適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定日

2025年7月1日（火）

2. 改定内容

(1) 商品名の改定 対象商品：「きやつする500」

改定前：きやつする500

改定後：きやつするプレミア

(2) 申込対象者の改定 対象商品：「きやつする500」

改定前：申込時年齢 満20歳以上65歳以下の安定した収入のある方

改定後：申込時年齢 満20歳以上69歳以下の安定した収入のある方

(3) 最終の新規貸越期限の改定

対象商品：「きやつする500」、「きやつするCL」、「いわしんきやつする」、「エコきやつする」

改定前：満66歳の誕生日の属する月末まで

改定後：満70歳の誕生日の属する月末まで

(4) 契約極度額および借入利率の改定 対象商品：「きやつする500」

改定前：

契約極度額	借入利率（年）
50万円～100万円	14.0%
110万円～200万円	12.0%
210万円～300万円	9.8%
310万円～400万円	7.5%
410万円～500万円	5.8%

改定後：

契約極度額	借入利率（年）
50万円～100万円	14.0%
110万円～200万円	12.0%
210万円～300万円	9.8%
310万円～400万円	7.5%
410万円～500万円	5.8%
510万円～700万円	4.8%
710万円～890万円	3.8%
900万円	1.8%



本件に関連するSDGs



持続可能な社会の実現を目指し
当金庫はSDGsを推進しています。

あなたの夢に、追い風を。

4. カードローン契約規程の改定【第2条第3項 新規貸越期限】

改定前：新規貸越期限は、借主の満66歳の誕生日の属する月末までとし（以下、略）

改定後：新規貸越期限は、借主の満70歳の誕生日の属する月末までとし（以下、略）

5. カードローン契約規程の改定【第6条 定例返済】

改定前：

借主は、毎月の約定返済日（金庫の休日の場合は翌営業日）に、当該約定返済日の前日の貸越元金残に応じ、次に定める金額を返済します。

約定返済日の前日の貸越元金残高	約定返済額（損害額、貸越金利息、貸越元金のうち、返済に充当される金額の合計額）
5千円以下	ご利用残高
5千円超30万円以下	5千円
30万円超50万円以下	10千円
50万円超70万円以下	15千円
70万円超100万円以下	20千円
100万円超200万円以下	30千円
200万円超300万円以下	40千円
300万円超500万円以下	50千円

改定後：

借主は、毎月の約定返済日（金庫の休日の場合は翌営業日）に、当該約定返済日の前日の貸越元金残に応じ、次に定める金額を返済します。

約定返済日の前日の貸越元金残高	約定返済額（損害額、貸越金利息、貸越元金のうち、返済に充当される金額の合計額）
5千円以下	ご利用残高
5千円超30万円以下	5千円
30万円超50万円以下	10千円
50万円超70万円以下	15千円
70万円超100万円以下	20千円
100万円超200万円以下	30千円
200万円超300万円以下	40千円
300万円超500万円以下	50千円
500万円超900万円以下	60千円

以上

【本件に関する問い合わせ先】

営業統括部お客様サービス課

TEL：0120-307-804

(平日 9:00~17:00)



本件に関連する SDGs



持続可能な社会の実現を目指し
当金庫は SDGs を推進しています。